

延岡市への移住をサポートします

世帯 最大 **100**万円 または 単身 最大 **60**万円

さらに▶

+

子育て移住世帯の場合 (お子様1人あたり)

三大都市圏等※
からの移住 **100**万円

三大都市圏等以外
からの移住 **10**万円

三大都市圏等※

東京圏 (東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)

名古屋圏 (愛知県・岐阜県・三重県)

大阪圏 (大阪府・京都府・兵庫県・奈良県)

福岡県

追加!

★ 詳細は裏面をご覧ください ★

このほかにも

- ✓ お試し滞在支援 (宿泊代・レンタカー利用代の補助)
- ✓ お試し暮らし施設 (利用料無料)
- ✓ 移住・子育て住まい支援事業 (住宅購入補助)
- ✓ 移住子育て家賃補助制度
- ✓ 空き家バンク
- ✓ 奨学金返還支援事業

・・・など

さまざまな制度をご案内しています。



宮崎県延岡市魅力情報発信
おいでよノベオカ

■お問い合わせ■ 延岡市地域政策課 広域連携係 (移住相談窓口)

☎ 0982-20-7176

Mail : nobeoka-ijuu@city.nobeoka.miyazaki.jp

移住支援金の主な要件

移住元に関する要件 (延岡市への移住前)

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ県外の企業（自営業含む）に通勤（※）するとともに、住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと。

ただし、県外に在住しつつ、県外の大学等へ通学し、かつ、県外の企業等へ就職した方（自営業含む）については、大学等への通学期間も通勤年数として含めることができる。

※通勤：雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

移住先に関する要件 (延岡市に移住後)

- | | |
|--------|--|
| すべて該当 | ★ 県外から延岡市に転入（住民票を移動）したこと |
| | ★ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
ただし、県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修期間を除き、県外から転入後1年以内であること |
| | ★ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して延岡市に居住する意思を有していること |
| いずれか該当 | ① 県が移住支援金の対象としてふるさと宮崎人材バンクに掲載している求人に応募して就業 |
| | ② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業 |
| | ③ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務をテレワークにて引き続き行うこと |
| | ④ 県が実施する起業支援金（地域課題解決型起業）の交付決定を受けていること |
| | ⑤ 県等が実施する人材確保支援策を活用した県内の個人経営の農林漁業や医療福祉事業所等への就業 |
| | ⑥ 市長の承認を得た事業に係る起業 |
| | ⑦ 国・県が実施する人材確保支援策を活用した自営での農林漁業への就業 |
| | ⑧ 県内の事業承継支援機関による支援を受けた事業承継 |

その他の要件など

延岡市地域政策課 広域連携係（移住相談窓口）までお問い合わせください。

☎ 0982-20-7176 Mail : nobeoka-ijuu@city.nobeoka.miyazaki.jp